

「株券等の貸借取引の取扱いに関する規則」の一部改正について（案）

平成 22 年 9 月 9 日
日 本 証 券 業 協 会

1. 改正等の趣旨

昨今、証券取引所における上場商品の多様化していることに対応し、従来「株券等の貸借取引の取扱いに関する規則」の対象となっていなかった有価証券に関し、規則上の対象有価証券に含めるなどその取扱いを明確にすることにより、貸借取引を公正かつ円滑ならしめるため、今般、「株券等の貸借取引の取扱いに関する規則」の一部について、以下のとおり改正を行うこととする。

2. 改正等の骨子

- (1) 「株券等」及び「株券等貸借取引」の定義に新株予約権証券、新株予約権付社債券並びに外国投資信託受益証券等を追加する。
(第 3 条第 1 号及び第 2 号)
- (2) 株券等貸借取引契約の締結において、貸借期間満了前において貸借取引の対象となる有価証券が償還又は取得条項が適用された場合の取扱いを盛り込む旨規定する。
(第 5 条第 5 項第 6 の 2 号)
- (3) その他所要の整備を図る。

3. 施行の時期

この改正は、平成 22 年 11 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 3 条第 2 号の規定は、第 17 条に規定する株券等貸借取引の状況の報告及び公表については、本協会が別に定める日から適用し、同日前に行われる株券等貸借取引状況の報告及び公表については、なお従前の例による。

パブリック・コメントの募集スケジュール等

(1) 募集期間及び提出方法

① 募集期間：平成 22 年 9 月 9 日(木)から平成 22 年 9 月 30 日(木)17:00 まで(必着)

② 提出方法：郵便又は電子メールにより下記までお寄せください。

郵便の場合：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-5-8

日本証券業協会総務部 宛

電子メールの場合：public@wan.jsda.or.jp

(2) 意見の記入要領

件名を「『株券等の貸借取引の取扱いに関する規則』の一部改正に対する意見」とし、次の事項を御記入のうえ、御意見を御提出ください。

① 氏名又は名称

② 連絡先（電子メールアドレス、電話番号等）

③ 法人又は所属団体名（法人又は団体に所属されている場合）

④ 意見の該当箇所

⑤ 意見

⑥ 理由

○ 本件に関するお問い合わせ先

日本証券業協会 自主規制 1 部 担当：稲川、風間（TEL 03-3667-8647）

以 上

「株券等の貸借取引の取扱いに関する規則」の一部改正について（案）

平成 22 年 9 月 9 日

（下線部分変更）

改 正 案	現 行
（定 義） 第 3 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1 株券等 株券、<u>新株予約権証券、新株予約権付社債券、出資証券（金商法第 2 条第 1 項第 6 号に規定する出資証券をいう。）、</u>優先出資証券（協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。）並びに国内の取引所金融商品市場に新たに上場される又は既に上場されている投資信託受益証券（投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）、<u>外国投資信託受益証券、投資証券、外国投資証券、受益証券発行信託の受益証券、外国受益証券発行信託の受益証券、外国株預託証券（金商法第 2 条第 1 項第 20 号に規定する有価証券のうち、外国法人が発行する株券に係る権利を表示する預託証券をいう。以下同じ。）、外国証券信託受益証券（受益証券発行信託の受益証券のうち、外国法人の発行する株券又は外国投資信託受益証券を信託財産とするものをいう。以下同じ。）及びカバードワラントをいう。</u> 2 株券等貸借取引 当事者のいずれか一方（貸出者）が他方（借入者）に株券等を貸し出し、合意された期間を経た後、借入者が貸出者に、<u>株券等（新株予約権証券及び新株予約権付社債券を除く。以下、本号におい</u>	（定 義） 第 3 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1 株券等 株券、優先出資証券（協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。）並びに国内の取引所金融商品市場に新たに上場される又は既に上場されている投資信託受益証券（投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）及び投資証券並びに外国株預託証券（金商法第 2 条第 1 項第 20 号に規定する有価証券のうち、外国法人が発行する株券に係る権利を表示する預託証券をいう。以下同じ。）及び外国証券信託受益証券（受益証券発行信託の受益証券のうち、外国法人の発行する株券又は外国投資信託受益証券を信託財産とするものをいう。以下同じ。）をいう。 2 株券等貸借取引 当事者のいずれか一方（貸出者）が他方（借入者）に株券等を貸し出し、合意された期間を経た後、借入者が貸出者に対象銘柄と同種、同等、同量の株券等を返還する株券等の消費貸借取引をいう。

改 正 案	現 行
て同じ)については、対象銘柄と同種、同等、同量の株券等を、<u>新株予約権証券又は新株予約権付社債券については、対象銘柄と同種、同量の新株予約権証券又は新株予約権付社債券を返還する株券等、新株予約権証券及び新株予約権付社債券の消費貸借取引をいう。</u> 3 〽 (現行どおり) 11 イ 〽 (現行どおり) ホ (株券等貸借取引契約の締結) 第 5 条 〽 (現行どおり) 4 5 会員は、第 1 項に規定する基本契約書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。 1 〽 (現行どおり) 6 <u>6 の 2 貸借期間満了前において新株予約権付社債券が償還された場合等の措置(取得条項が付された種類株式又は新株予約権証券については貸借期間中に取得条項が適用された場合の措置などの必要な措置を含む。)</u> 7 〽 (現行どおり) 11 6 第 2 項及び第 3 項に規定する個別取引契約書、借用証書又は個別取引明細書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければ	3 〽 (省 略) 11 イ 〽 (省 略) ホ (株券等貸借取引契約の締結) 第 5 条 〽 (省 略) 4 5 会員は、第 1 項に規定する基本契約書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。 1 〽 (省 略) 6 (新 設) 7 〽 (省 略) 11 6 第 2 項及び第 3 項に規定する個別取引契約書、借用証書又は個別取引明細書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければ

改 正 案	現 行
ならない。 1 (現行どおり) 2 銘柄名<u>(新株予約権証券又は新株予約権付社債券の場合には銘柄名及び回号)</u> 3 ㄱ (現行どおり) 8 7 ㄱ (現行どおり) 11 (担保金の代用) 第 7 条 前条及び次条に規定する担保金は、有価証券等をもって代用することができる。なお、担保金の代用として受け入れる有価証券等（以下「担保金代用有価証券」という。）の受入れに当たっては、その担保金としての実効性に十分留意するとともに、証憑書類等を保管しなければならない。 2 借入者が借入れた株券等を貸出者を通じて売却する目的で行う株券等貸借取引に際し、担保金の代用として受け入れることができる有価証券等の種類は次の各号に掲げるものとし、その受け入れの際の代用価格は、その前日の時価に当該各号に掲げる率を乗じた額を超えない額とする。 1 国内の取引所金融商品市場に上場されている株券（<u>外国投資信託受益証券、外国投資証券、外国株預託証券、優先出資証券、受益証券発行信託の受益証券、外国受益証券発行信託の受益証券及び外国証券信託受益証券を含む。</u>） 100 分の 80 2 ㄱ (現行どおり)	ばならない。 1 (省 略) 2 銘柄名 3 ㄱ (省 略) 8 7 ㄱ (省 略) 11 (担保金の代用) 第 7 条 前条及び次条に規定する担保金は、有価証券等をもって代用することができる。なお、担保金の代用として受け入れる有価証券等（以下「担保金代用有価証券」という。）の受入れに当たっては、その担保金としての実効性に十分留意するとともに、証憑書類等を保管しなければならない。 2 借入者が借入れた株券等を貸出者を通じて売却する目的で行う株券等貸借取引に際し、担保金の代用として受け入れることができる有価証券等の種類は次の各号に掲げるものとし、その受け入れの際の代用価格は、その前日の時価に当該各号に掲げる率を乗じた額を超えない額とする。 1 国内の取引所金融商品市場に上場されている株券（外国投資証券、外国株預託証券、優先出資証券及び外国証券信託受益証券を含む。<u>第 3 条第 11 号イに同じ。</u>） 100 分の 80 2 ㄱ (省 略)

改 正 案	現 行
21 3 (現行どおり) (貸借残高等の照合) 第 12 条 会員は、取引相手方<u>(特定投資家を除く。次項において同じ。)</u>に対して、3か月に1回以上の割合において、貸借対象株券等及び担保金等の残高について残高照合を行わなければならない。 2 (現行どおり) 付 則 この改正は、平成 22 年 11 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 3 条第 2 号の規定は、第 17 条に規定する株券等貸借取引の状況の報告及び公表については、本協会が別に定める日から適用し、同日前に行われる株券等貸借取引状況の報告及び公表については、なお従前の例による。	21 3 (省 略) (貸借残高等の照合) 第 12 条 会員は、取引相手方に対して、3か月に1回以上の割合において、貸借対象株券等及び担保金等の残高について残高照合を行わなければならない。 2 (省 略)